生産緑地の買取り申出の流れ

【買取り申出ができる要件】

①生産緑地地区に指定されてから３０年を経過する場合

②農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有することとなった場合

※主たる従事者の故障による買取申出は、事前に市長の認定が必要です。
※生産緑地の指定後に相続した農地は、買取申出ができる場合があります。ご相談ください。

①「生産緑地該当証明」・・・都市計画課

・手数料　300 円／件

②「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」・・・農業委員会

③「生産緑地買取申出」・・・都市計画課

皆さんが行う手続きです。

買い取る旨の通知
（１カ月以内）

価格の協議(成立しない場合は収用委員会への裁決申請)

法律の目的に従った適切な管理（公園、緑地等として整備）

買い取らない旨の通知
（１カ月以内）

農林漁業希望者へのあっせん

生産緑地継続
（所有権の移転等）

行為制限解除
（買取り申出から３カ月後）

詳しい内容については、都市計画課（Tel：７８４－８０６７）まで。